

2月の市税ぐよみ

20日 市県民税第4期分、国民健康保険税第7期分の督促の発送

29日 国民健康保険税第8期の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

防犯灯維持費の補助申請を受け付けます

市では、自治会などで平成19年度中に支払った防犯灯の維持費（電気料金）の一部を補助しています。

補助申請をされる方は、早めに申請をしてください。

■申請期限 2月20日(水)

■補助対象

自治会などが設置して、電気料金を支払っている防犯灯（公衆街路灯）で、広告灯および、これに類する照明施設を除いたもの。

■補助額

平成19年度中に支払った電気料金の3割以内

■申請先

市庁舎本館危機管理課
交通治安係

TEL0897-52-1284

○各総合支所総務課
総務調整係

交通災害共済の加入受付を行います

愛媛県市町総合事務組合による平成20年度の交通災害共済の加入受付を行います。

簡単に加入できて請求手続きも簡単です。ご家族そろって加入し、万一の交通事故に備えましょう。

■共済期間

平成20年4月1日～平成21年3月31日（年度途中に加入された場合は、掛金を納めた翌日からとなります）

■掛金（年間1人当たり）

○一般 700円

○中学生以下 300円

※年度途中に加入した場合も同額です。

■加入口数 1人1口

■加入資格

○西条市に住民登録または外国人登録をし、市内に居住している方。

○西条市に居住する交通災害

共済加入者の被扶養者で、市外に居住している方。

■加入方法

申込用紙と掛金を持って、最寄りの金融機関（郵便局を除く）の窓口にて加入手続きを行ってください。

■申込用紙の配布

○平成19年度の交通災害共済に加入している世帯には、世帯全員が加入できる申込用紙を郵送します。（ただし、世帯の一部の方が加入している場合は、加入者のみ記載した申込用紙を郵送します）

○平成19年度は未加入で、平成20年度の交通災害共済に加入を希望される方は、申込用紙を郵送しますので、担当課へご連絡ください。

■問合せ

市庁舎本館危機管理課

交通治安係

TEL0897-52-1284

○各総合支所総務課
総務調整係



交通災害共済は、国内で交通乗用具の災害を受けた場合に見舞金を支払う制度です。

2月3日(日)～5月31日(土)は山林火災予防運動

山火事は 地球の未来も 燃やします

「平成20年全国山火事予防運動統一標語」

この時期は全国的に山林火災が多く発生しています。これからも空気が乾燥し、風の強い日が多く、火災が起こりやすくなり、いったん火災が発生すると大火になる恐れがあります。

市民の皆さん一人ひとりが火の取り扱いには十分注意して、山林火災防止のためにご協力をお願いします。



- ① 枯草のある場所や山林の近くでは、たき火をしない。
- ② 火気を使用するときは必ず消火の準備をし、その場所を離れない。その場所を離れるときは完全に消火する。
- ③ 風の強い日や空気が乾燥しているときには、たき火・火入れをしない。
- ④ 火入れを行うときは、必ず許可を受ける。
- ⑤ たばこは指定された場所で喫煙し、吸いながらは必ず消すとともに、投げ捨てない。
- ⑥ 火遊びはしない。

消火器の使い方を 知っていますか？



消火器は、誰にでも簡単に使える初期消火器具ですが、実際に火事起きたときは気が動転し、正しく取り扱うことができないことがあります。万一に備えて、慌てず取り扱いができるようにしておきましょう。

消火器の取り扱い3つのポイント

- ① 燃えている場所の近くまで運び、安全ピンを上引き抜く。
- ② ホースをはずして燃えている物に向ける。
- ③ レバーを強く握る。

消防署では、訓練用の器具を使って消火器の正しい使い方を練習することができます。ぜひ一度、体験してみませんか。

■問合せ 東消防署 TEL0897-55-0119
西消防署 TEL0898-68-0119